

第14回 横須賀市社会福祉審議会 高齢福祉専門分科会

質問及び回答とご意見の共有

【議事1】「第8期介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業者の公募状況について」

『令和4年度の公募』について
総量規制以外の事業所区分（小多機及び看多機、定巡）においては、計画数（募集数）に達していても1事業所追加して公募を行うことについてご意見を伺います。

意見・質問	回答
<p>1. 計画書の140頁では、第8期計画においては、「圏域ごとの高齢者人口1万人ごとに、1事業所の配置を目標とします。この目標に対し、現在不足している追浜圏域1事業所、久里浜圏域1事業所、西圏域1事業所の計3事業所の配置を目指します。」との記載と整備計画では、第7期計画末で13事業所、第8期計画末で3事業所を加え16事業所としている。</p> <p>人材不足は解消されたのか、概ね充足する見込みなのになぜ1事業所追加するのか「第7期計画時の整備計画数に近づきたい」だけの理由では判断できません。</p> <p>具体的外的条件等で1事業所加える理由があれば教えてください。</p>	<p>ア 小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、小多機又は看多機）</p> <p>本市に所在する小多機又は看多機は、令和3年度の公募において選定された2つの事業所がオープンすると15事業所となり、第8期の整備計画である16事業所まであと1事業所という状況となりました。また、本市においては小多機又は看多機の整備を高齢者人口1万人ごとに1事業所の整備を目標としてきました。</p> <p>小多機又は看多機は、「通い」「訪問」「泊まり」等のサービスを同じスタッフが提供するサービスであり連続性のあるケアが行えるのが特長です。今後、75歳以上人口がさらに増加することが見込まれている中、認知症や介護度が高い高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活ができるようにするために、小多機又は看多機は、本市が目標としてきた高齢者人口1万人ごとに1事業所以上の整備をしていく必要があると考えています。</p> <p>また、今年度の公募結果を公表しておりますが、この結果について複数の事業者から問い合わせがあり、本市での事業展開を検討されているという感触をつかんでいます。</p> <p>こうした状況から、整備目標である16事業所に向けた再公募を行う際、チャレンジとして1事業所を加えた2事業所の公募を行いたいと考えています。</p> <p>なお、介護人材不足については業界全体として引き続き課題となっておりますが、公募数を1事業所増やしても、既存の他事業所の人材確保には大きな影響がないと考えております。</p>

意見・質問	回答
1. 同上	<p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下、定巡）</p> <p>定巡につきましては、令和3年度の公募により、第8期における計画数が達成されました。（1事業所整備計画のところ、1事業所整備）第7期時では、3事業所を整備して5事業所とする計画としましたが、事業所の整備はなく、さらに既存事業所の廃止という結果により、市内の事業所は1事業所となってしまいました。第8期策定にあたり、第7期公募にて手挙げがなかった現状から、1事業所の計画にとどめました。前述の小多機の回答でもふれました地域包括ケアシステムの構築の取り組みを達成するために、第8期充足の見込みがたった、また、第7期時に既存事業所が廃止していることから、少しでも事業所が増やせるよう令和4年度も募集を行いたいと考えております。</p>
2. 第7期で整備実績が低かったが、令和4年度公募について以前の整備状況低い理由等を考慮して公募を行うのでしょうか？	<p>2. 第7期にて整備実績が低かった要因の1つとして、小規模多機能型居宅介護事業所または看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備は、認知症対応型共同生活介護事業所と併設することを条件としており、応募を検討していた事業者にとってハードルが高かったと聞いております。第8期では、この条件を撤廃し、応募事業者が手挙げしやすいよう改善しましたので、令和3年度の募集の際は、多くの問い合わせをいただき、少しずつ応募の手が挙がりました。令和4年度も同様の条件にて公募を行いたいと考えております。</p>
3. 小規模多機能の応募者について、特養ホームの場合、既存の特養ホームの2階部分を改修して実施となっているが、元々の2階の使用目的は何だったのでしょうか？	<p>3. 特養ホームの設備基準上、応募事業所に転換しても問題ない部屋です。</p>
4. 地域密着型サービスとして、公募は適正と考えます。できれば、優先地域を考慮した選考ができることが望ましいと考えます。	<p>4. 令和4年度の公募も優先地域を考慮した選考が行えるよう検討してまいります。また、市全体として、地域密着型サービス事業所がまだまだ不足しておりますので、募集数の範囲内で優先地域での応募を考慮しながら、優先地域以外での応募も受け付けていきたいと考えております。</p>

【議事2】「第8期介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホームの増床に係る公募について」

『特別養護老人ホーム増床（併設短期入所生活介護事業所床からの転換）に係る選定基準（案）』について

既存の特別養護老人ホームにおいて、増床を希望する施設が10床を超えた場合に、P2「特別養護老人ホーム増床（併設短期入所生活介護事業所床からの転換）に係る選定基準（案）」にて選定する予定です。P2の（案）についてご意見を伺います。

意見・質問	回答
1. 短期入所の稼働率だけでなく、特養ホームの待機者数の増減や短期入所利用者の調査を居宅介護支援事業所や特養ホームに調査等をされたのでしょうか？その調査結果等を参考にしての増床でしょうか？	1. 第8期では、推計や実績データ、ヒアリング結果（介護保険認知者数推計、短期入所の介護保険給付データ、特養ホームへの待機者数の調査、特養ホーム施設長を主とする施設長会の役員へのヒアリング、居宅介護支援事業所連絡協議会3役へのヒアリング）をふまえて、策定にあたり高齢福祉分科会で議論いただき、特養ホームを10床増床する計画としました。
2. 市の把握している特別養護老人ホームの現状から考えて、見込はありと考えますか。 （案）については、特に意見等はありません。	2. 各特別養護老人ホームへの意向調査を実施した結果、10床を超える希望がありましたので、見込はありと考えております。